

事案の概要

○ 事案の経緯

昭和55年3月に処理業者が設置して埋立を開始した安定型処分場において、平成2年ごろから許可品目外、許可容量を超えた埋立てが行われた。
その後、平成11年には処分場敷地境界において高濃度の硫化水素ガスの発生が確認された。また、処分場跡地内とその近傍で、地下水の汚染が確認された。

○ 支障等

上記により、周辺地下水の汚染のおそれ、廃棄物飛散流出のおそれ、悪臭発生のおそれが生じている。



<処分場概要>
許可容量:約40万㎡
投棄等量:約72万㎡
面積:約4.8万㎡

対策工の概要 事業主体：滋賀県

すべての対策を講じるには相当の期間が必要
⇒対策を一次対策と二次対策に二分

<一次対策>

一次調査で位置が特定された原因廃棄物等を掘削除去するとともに、既存水処理施設を活用した浸透水の揚水浄化を実施する。

<二次対策>

二次調査で位置が特定された原因廃棄物等を掘削除去するとともに、廃棄物土と地下水帯水層が接する箇所の遮水を実施。あわせて法面整形及び覆土を実施する。
また、水処理施設を新設し浸透水の揚水浄化を行うとともに、換気管を設置して廃棄物土層の嫌気状態を解消する。

行政対応・責任追及

○ 行政対応

本事案を受けた行政対応検証では、①強制力のない行政指導による是正の反復、②人数不足による監視・指導の不徹底、③優良事業者であるとの職員の認識、などの問題点について指摘があった。

これに対し、当県は①行政処分を速やかに発出する体制づくり②監視等の体制の強化③職員の研修の強化などを行った。

○ 責任追及

原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き原因者に対して費用求償していく。排出事業者についても今後、対策の進展に伴って新たな証拠が発見された場合は、積極的に求償の可能性を追求する。

スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一次対策	→										
二次対策	→										

【事業費】 一次対策：約4億円 二次対策：約81億円